

Q 7 インポートトレランスとはどのようなものですか。

日本国内での使用が無い農薬でも諸外国で使用される農薬に対しては、当該国の基準値や、作物残留試験結果に基づく残留量を考慮して残留基準が設定されることがあります。これをインポートトレランスと言います。食品の輸出国ではその国の法律に基づいて農薬の安全性が評価され、適正な使用方法が確立されています。国によって、気候・風土等の違いにより農薬の使用状況が異なるため、国間で基準値が異なることがありますが、これは健康へのリスクの大小を意味するものではありません。日本で使用されていない農薬であっても、輸入食品に残留する可能性のある農薬については日本においても、当該国の適正使用に基づく作物残留試験結果や人の健康への影響を考慮して評価を行い、適切な基準値を設けることで、輸入農産物の流通に支障をきたすことのないように配慮されています。設定された基準値の由来がインポートトレランスに基づくとしても、一般の残留基準値と扱いは区別されずに運用されています（インポートトレランスとしての設定を知りたい場合には、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料の報告書を参照してください）。

インポートトレランスは申請に基づいて審査が行われます。申請者は当該農薬等の安全性に関する資料や作物残留性に関する資料等を提出して申請することが必要です（手続き、資料等の詳細は、平成 16 年 2 月 5 日付け食安発第 0205001 号厚生労働省食品安全部長通知<sup>1)</sup>を参照してください）。

インポートトレランスは一度採用されても、海外で使用されなくなった場合などには基準が見直されることがあります。また、日本に登録のある農薬が海外でも登録されている場合には、国内及び海外の基準値や作物残留試験結果などを一緒に評価し、日本における作物生産及び海外からの食品輸入の両者を考慮して適正な基準値が設定されます。

〔参考資料〕

1) <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf>

・薬事・食品衛生審議会（食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-yakuji.html?tid=127891>

・コーデックス基準

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/standards/pestres/pesticides/en/>